

入札公告

若草山焼き 2027 有料観覧券販売管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和8年9月4日

若草山焼き行事実行委員会 会長

第1 競争入札に付する事業の内容

1 業務名

若草山焼き 2027 有料観覧券販売管理業務

2 業務の目的

奈良の伝統行事である「若草山焼き行事」の安全かつ円滑な遂行を図るため、若草山麓有料観覧エリア等の人数制限・混雑緩和を目的とした前売り観覧券の販売管理体制を構築する。大手プレイガイドシステム等を活用して県内外および国内外への確実な情報発信・販売を行い、来場者の利便性向上、直前駆け込み購入を抑制し、運営の適正化・効率化を達成することを目的とする。

3 業務の概要

本業務では、若草山焼き行事における有料観覧券（山麓エリア、奈良公園バスターミナル屋上プレミアム体験付き、車いす席等）の「販売システム運用・発券管理・案内 Web ページ構築・電話予約受付を含む問い合わせ窓口運営・販売データ管理・実績精算」を実施する。

4 業務期間

契約締結日から令和9年（2027年）2月26日（金）まで

5 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

若草山焼き行事実行委員会事務局（奈良県観光局奈良公園室内）

住所	〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良公園室内
電子メール	wakakusa@yamayaki.net
電話	0742-27-8677

第2 入札方法

入札説明書記載のとおり。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- （2） 本件業務の参加表明書の提出の日から入札の日までの間のいずれかの日においても、奈良県会計

局の所管する競争入札参加資格者で、「Q5（広告・イベント業務）」に登録のある者。

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者。
- (4) 1件あたりの請負金額が税込 240 万円以上（複数契約の合算不可）のチケット販売を伴う業務を、国又は地方公共団体（地方公共団体の組織内に事務局がある団体も含む。）から当該公告日の過去 5 年間に受託し、履行した実績を 1 件以上有すること。

第4 入札日程等

1 入札日程等

手続等	期間・期日・期限	場所、提出方法
入札説明書及び委託業務仕様書の交付	令和8年10月1日（木）まで	若草山焼き行事实行委員会事務局 （奈良県観光局奈良公園室内） 奈良県観光局奈良公園室ホームページに掲載又は上記事務局で交付
仕様書に関する質問受付 ※様式第1号「質問票」	令和8年9月15日（火）17時まで	若草山焼き行事实行委員会事務局 （奈良県観光局奈良公園室内） 電話：0742-27-8677 電子メール：wakakusa@yamayaki.net ※電子メールにて受付。 ※電話にて送付した旨を連絡すること。
質問に対する回答	令和8年9月18日（金）予定	奈良県観光局奈良公園室ホームページに掲載
一般競争入札参加表明書等※の提出 ※様式第2号「一般競争入札参加表明書」、様式第3-1号「契約履行実績報告書」 <u>（報告書に記載された契約の契約書の写し又は受注者による契約証明書を添付すること。）</u> 、様式第3-2号「参加資格証明書」	令和8年9月24日（木）17時まで	若草山焼き行事实行委員会事務局 （奈良県観光局奈良公園室内） 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良公園室内 TEL：0742-27-8677 ※持参、郵送または電子メールにて受付 ※郵送、電子メールの場合は、電話にて送付した旨を連絡すること
競争入札参加資格の確認結果通知書の発送	令和8年9月28日（月）予定	※電子メールによる。
郵便による入札の場合の入札書の提出期限	令和8年9月30日（水）17時まで	若草山焼き行事实行委員会事務局 （奈良県観光局奈良公園室内） 〒630-8501 奈良市登大路町 30 ※書留郵便に限ります。
入開札※の日時及び場所 ※様式第4号「入札書」（代理人による入札の場合）	令和8年10月1日（木）10時00分から	奈良県庁 本庁舎4階会議室 麒麟 〒630-8501 奈良市登大路町 30

※様式第5号「委任状」		
-------------	--	--

上記の期間は、土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する土・日・祝日を除く平日の9時から17時までとする。

2 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

3 郵便による入札

- (ア) 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、**書留郵便**とし、封筒の表面に『若草山焼き 2027 有料観覧券販売管理業務の委託に係る入札書』と朱書して、令和8年9月30日（水）17時までに、第1の5に示す場所に到着するようにしてください。発送後、第1の5に電話連絡を行い、必ず書類到着の確認を行ってください。
 なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵便での差し出しを認めるものとします。
- (イ) 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（再度入札辞退を含みます。）を別々に封緘し、封書の表面に『若草山焼き 2027 有料観覧券販売管理業務の委託に係る入札書（再度入札）』（又は「再度入札辞退」）と朱書して、令和8年9月30日（水）17時までに、第1の5に示す場所に到着するようにしてください。
- (ウ) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。
- (エ) 郵便で入札に参加する場合、下記で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係ない職員が「くじ」を引くことになります。

第5 契約の解除

- 1 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、受注者に損害賠償義務が生じます。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に

当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記力に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- 2 契約締結後、天災地変、感染症その他不可抗力等、発注者、受注者いずれの責めにも帰すことのできない事由により委託業務が実施不能となった場合は、契約を解除し、協議のうえ必要な措置をとることがあります。また、契約を解除した場合は、解除までに要した費用以外の損害賠償請求は行えません。また、その際、受注者が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを償還しなければなりません。

第6 保証金について

1 入札保証金

免除します。

2 契約保証金

受注者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。なお、振込により納付する場合の振込手数料については、受託者が負担するものとします。ただし、1件あたりの請負金額が税込240万円以上（複数契約の合算不可）のチケット販売を伴う業務を、国又は地方公共団体（地方公共団体の組織内に事務局がある団体も含む。）から当該公告日の過去5年間に受託し、履行した実績を複数件有している場合は、契約保証金を免除することができます。

第7 その他

1 契約書作成の要否

落札者は、契約書に金額内訳明細書を添付することを要します。

2 消費税率の改定

業務期間中に消費税率の改定があった場合は、法律の規定に従い適切に対応します。

3 その他

- （1）詳細は、入札説明書及び仕様書によります。
- （2）当該業務は、発注者の都合（天災地変、感染症等）により中止又は延期することがあります。

以上